



特定社会保険労務士

ヒライ先生のQ&A

(PROFILE) 平井繁利(ひらい しげとし)

1952年11月3日岐阜県生まれ岐阜市在住、同志社大学大学院社会学研究科博士課程修了。社会保険労務士と労働安全コンサルタントの国家資格を持つ全国でも数少ない労働コンサルタントとして活動。特に賃金・人事評価・目標管理制度については、独自の理論を構築。企業体質にあったオリジナルな制度づくりには定評がある。政策研究者として、企業政策では人事・労務政策を研究領域としている。最近では、個別労働紛争の増加に伴い労働判例や労働契約法まで研究領域を広げている。

(現在) 岐阜商工会議所労務顧問、ヒライ労働コンサルタント代表、関西国際産業関係研究所、日本労務学会所属

相談事例 長時間労働の削減と過労自殺

その1

Q 私の会社は残業が多くて、月に80時間を超えることが年に数か月あり精神疾患や脳・心臓疾患が心配です。昨年来、大手広告代理店の過労自殺が大きく報道されていますが、過労死や過労自殺を防止するために会社ができることはなんでしょう？

A 過重労働による健康障害(過労死等・脳出血などの脳血管疾患や心筋梗塞などの虚血性心疾患又はこれらによる死亡)のもっとも大きな原因は、長時間労働だと考えられますので、長時間労働を行わないようにすることが最も重要な対策となります。

この対策の参考になる資料として、時間外労働削減の好事例集(中小企業における長時間労働見直し支援事業検討委員会作成)があります。

この好事例集では、企業へのアンケート調査結果から見られた時間外労働削減のための取組の実施状況、取組と実労働時間との関係、人件費や生産性との

ワンポイント・アドバイス

国では過重労働の撲滅(長時間労働の削減)について、平成26年施行となった過労死等防止対策推進法に基づき、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(平成27年7月24日閣議決定)を定めるなど、長時間労働対策の強化を大きな課題として捉え、「長時間労働削減推進本部」を設置し、長時間労働対策を進めています。そうした中、企業の長時間残業が社会問題化しています。こうした問題を受け、厚生労働省は2017年1月20日に「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を労働時間管理のための具体的な指針として公開しました。

の関係などを紹介しています。この中で紹介されている具体的対策にはつぎのようなものがあります。

1. 顧客を巻き込んだ業務改善により業務効率を向上
2. 自ら決めるノー残業デーと業務効率向上の目標設定で時間外労働を抑制
3. トップダウンで業務改善の取組を推進し、時間管理も適正化
4. 人事評価制度との連動による時間外労働の抑制
5. 業務ローテーションにより業務効率向上
6. パート・アルバイトの能力管理と改善提案で正社員の残業を削減
7. 計画的な従業員教育で効率的に能力アップ

直近の長時間労働による過労死・過労自殺で大きく知られることとなったのは電通の過労自殺(平成27年12月25日)ですが、電通は今から26年前の平成3年8月27日にも新入社員の過労自殺があり、今回で2度目です。平成28年11月7日午前、厚生労働省が計88人で電通本社および3支社の「強制捜査」に入ったことは記憶に新しい。

過労自殺をテーマに、電通における過労死・過労自殺について、平成3年電通過労自殺事件の最高裁判例の紹介も含め、次号以降その詳細をお届けします。

〈つづく〉